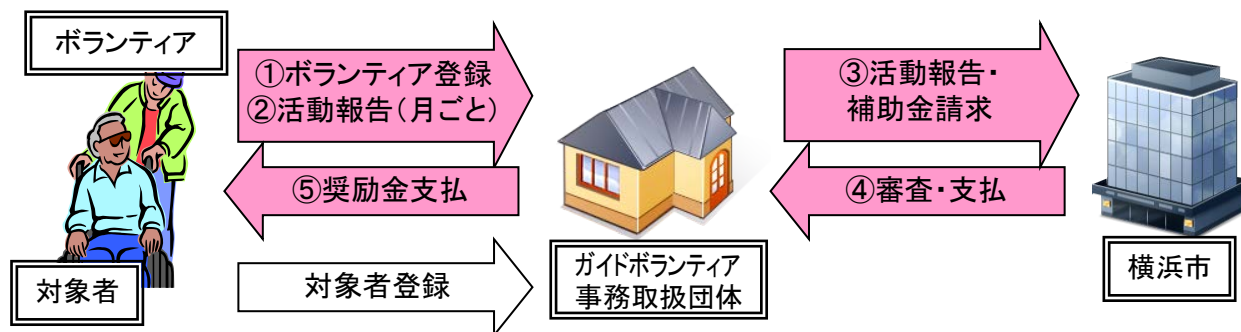


横浜市ガイドボランティア事業

「横浜市ガイドボランティア事業」とは・・・

障害のある方の外出付添いボランティアに対し、奨励金が支払われます。※対象要件を満たす場合に限りです



【対象要件】

◇支援対象となる障害者◇

- 1～6級の視覚障害児・者、肢体不自由障害児・者
- 知的障害児・者
- 精神障害児・者
- 障害者総合支援法の対象となる難病等の患者（児童含む）

共通：横浜市在住

◇外出の種類◇

- 一般：《通院、役所での手続き、冠婚葬祭など》
- 余暇：《スポーツ・文化活動（映画館や美術館）・ショッピングなど》※飲酒やギャンブルを除く
- 通所：《作業所等への通所》
- 通学：《特別支援学校等への通学》
※通学先は市立・県立・私立を問いません。また、個別支援学級や普通学級も対象です。
- 集団見守り：《特別支援学校（養護学校）の登下校経路での見守り》

例えばこんな場合は・・・

いつも近所の方が通院に付き添ってくれているけれど、心苦しいな・・・

障害者ご本人と近所の方、一緒にガイドボランティア団体に登録してください。ボランティアとして登録した方がガイドボランティア団体に活動報告（原則、毎月）を行うと、登録した口座に奨励金が支払われます。



外出のお手伝いをしてみたい！という方へ

◇ボランティアをするには何か資格が必要ですか？

- ① 18歳以上の方（横浜市民でなくても可）
- ② 障害者福祉に理解及び熱意がある方
- ③ 法令等を遵守し、適正な活動・報告ができる方

この3つを満たす方ならどなたでも可能です。
支援対象者が決まっていなくてもOK!!

◇交通費は出るのでしょうか？

ボランティアの自宅から対象者の自宅までの間に交通費が発生する場合は、奨励金は1回 1,000円となります（交通費が発生しない場合は1回 500円）。

なお、活動中（対象者の方と一緒に移動している間）の交通費は対象者負担です。

◇車で送迎する場合は対象になりますか？

原則は徒歩や公共交通機関での付添いです。どうしても車で送迎する場合は、搭乗者保険の加入有無など、対象者とボランティア間でよく確認・相談のうえで行ってください（奨励金は500円）。

※ボランティア又は対象者の自家用車使用に限ります（有償での運送にあたる場合は対象外）。

◇活動の限度回数がありますか？

ガイドボランティア活動として報告できるのは、1日に3回分までです。



☆障害者の外出のお手伝いをしてみたい方
☆外出の付添いをしてくれるボランティアを探している方
⇒ **ガイドボランティア事務取扱団体にご相談ください**

登録者の主な地域※	事務取扱団体	電話(045-) FAX(045-)	登録者の主な地域※	事務取扱団体	電話(045-) FAX(045-)
市全域	横浜市身体障害者団体連合会	475-2060 475-2064	金沢区	金沢区社会福祉協議会	786-8034 784-9011
	横浜移動サービス協議会	212-2863 212-2864	港北区	港北区社会福祉協議会	543-1947 531-9561
鶴見区	鶴見区社会福祉協議会	504-5050 504-5616	緑区	緑区社会福祉協議会	931-3280 934-4355
	鶴の仲間	090-8770-2905 —	青葉区	青葉区社会福祉協議会	479-9111 972-7519
神奈川区	神奈川区社会福祉協議会	311-2678 313-2420		移動サービスアクセス	875-5233 875-3750
中区	中区社会福祉協議会	681-6682 641-6078	戸塚区	戸塚区社会福祉協議会	862-5091 862-5890
南区	南区社会福祉協議会	250-5260 251-3264	栄区	栄区社会福祉協議会	894-8514 892-8974
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区社会福祉協議会	332-2479 334-5805	泉区	泉区社会福祉協議会	719-5220 804-6042
旭区	旭区社会福祉協議会	392-1124 392-0222	瀬谷区	瀬谷区社会福祉協議会	361-2202 361-2328
磯子区	磯子区社会福祉協議会	759-4005 751-8608	横浜市健康福祉局障害福祉課		671-2401 671-3566

※「登録者の主な地域」は目安であり、当該地域外の方の登録も可能です。なお、活動範囲は当該地域に限定されません。